特

1 管理部門の役割とシステムの高度化 集 注目したい マネロン・ テロ JAにおける 資金供与対策の二線・三線

化への関心はますます高まっている。本稿では、JAの三線管理のうち、第二線であるコンプ FATF第四次審査結果の公表、ガイドラインの改正等を受け、各金融機関ともAML対策強 ライアンス部門等の管理部門の対応に注目する。

はじめに

Q)」(以下、「FAQ」という) テロ資金供与対策ガイドライン う)の二〇一九年四月および二 0) に関するよくあるご質問 三月に制定された「マネロン・ ドライン」(以下、「GL」とい ロン・テロ資金供与対策(以 ース・アプローチに基づくマネ により、 ○二一年二月の改正並びに同年 テロ資金供与対策に関するガイ マネー・ローンダリング及び 高度化が求められています。 二〇一八年二月に制定された 「AML/CFT」という 金融機関にはリスクベ FA

> F第四次対日相互審査結果によ 高まっています。また、 ちの顧客管理(CDD)が重要 管理などのリスク低減措置のう 題となってきています。 ると中小金融機関の対応力も課 ステム対応等の検討の必要性が であり、 顧客リスク評価や継続的な顧客 特に、 金融機関によってはシ すべての顧客に対する F A T

> > (1)

三つの防衛線の概要

Qに定められている役割・業務 理部門におけるGLおよびFA ステムの高度化への対応につい による顧客管理の対応およびシ を中心に言及しながら、 金供与対策の主管部門となる管 本稿では、マネロン・テロ資 第二線

所は個人的な見解であり、 なお、 文中の意見にわたる簡

て解説します。

٨ 織・団体等の見解ではありませ らが所属し、 または所属する組

潮見坂綜合法律事務所 弁護士 鈴木 正人

元金融庁・証券取引等監視委員会事務局 証券検査課課長補佐専門検査官。専門分 野は金商法・銀行法・保険業法等の金融 規制、 コンプライアンス対応、行政対応、 会社法等。

GMOあおぞらネット銀行 弁護士

弁護士・日本証券アナリスト協会認定アナリスト。業務分野は銀行・証券会社等の法務・コンプライアンス全般。

管理部門 (第二線

門を役割で分け、「三つの防衛 門(第一線)、コンプライアン L ∭-3)° 線」として整理しています 内部監査部門 任の明確化の観点から、 ス部門等の管理部門 GLでは、 各部門の役割 (第三線) (第二線)、 営業部 の各部 [`• 責 G

「三つの防衛線」では、 まず、

の役割

二線が品質管理業務の一環とし 線が、 域、顧客属性等のリスク評価お サービス、 きを策定します。 措置を実施します。 よび顧客リスク評価並びに低減 て定めたルールに則って商品 を含む書類・規程・方針・手続 する企画を行い、 第二線が、 自律的に、 取引形態、 A M L 第二線におい そして、 リスク評価書 /CFTに さらに、 国 • 地

●3つの防衛線

第1線

営業部門



E第3線=

内部監査 部門

管理に 線は、

対して、

独立した立場か

維

持を担う人事部門も含まれ

○ 頁。

三つの

防

所衛線に

お

(J

7

は

なく、

取引モニタリングシス

、CFTを主管する部門だけ

線の自律的

なリスク

や専門性を有する人材の確 テム等を所管するシステム部

保

度化していきます

FAQ

-制機能を発揮する態勢へと高

す。

また、第二線には、

A M

M

5

牽制を行うと同時

だ

第

線

す

G L III

3(2)

を支援する役割も担います。

第2線に対して対応が求められる事項

①第1線の監視

例:第1線が行う取引時 確認や記録の作成・保 存等の業務を、自らの マネロンリスク管理態 勢が有効に機能してい るかという観点等か ら、定期的に検証する。

②第1線に対する支援

例:個別案件について、 専門性を発揮した助言 をするほか、弁護士等 の外部専門家との対話 を通じて、対応を後方 から支援する。

③管理部門すべての態勢 の整備

例:AML/CFTに関 係するすべての管理部 門と緊密な情報共有、 連携・協同する態勢を 整備する。

④専門性人員の配置

例:AML/CFTに関 する資格等を保有する だけでなく、実務経験 等も考慮した職員を配 置し、継続的な教育・ 研修を行なっていく。

(2) 求 められる事項 第 線 に 対 L 7 対 応 が

(1) 第 線 の監

た立場から内部監

査を実施し、

を併

せ持つことが求められ

ま 琿 口

を回しながら、

第三線が独立

ンリスク」という)

に対する

金供与リスク

(以下、

「マネ

切

ť

リスクに応じた

線

0)

、業務に係る知見と、

7

線によるリスク評価

の適

0)

ため、

第二

線

0) 職

質に

は

1)

、スク低減措 性を判断

を再

検

証

ま

に潜在するマネロン

テ

口 同

そして、

Р 置

DCAサイクル

き・ どの検証等を行い、 か 規制等の遵守のみならず、 引時確認業務や取引時確認記録 3(2)対応が求められる事項 から監視を行い 効に機能 いるかについて、 スク管理態勢が有効に機能 作成・ マネロ L 第 、体的には、 リスク低減措置の 計 /CFTに係る方針 画 がわし は、 ンリスク管理態勢が有 保存業務について、 しているかという観点 等の 第一 V 遵 第一 取引の 、ます 守 独立した立場 線におけるA 状況 線が担う取 マネロ 頭の 届出 G L III 有効性な 0) 手続 自ら 確認 直 1

から、 検 するリスクも踏まえ、 析等により認識した事 F A Q - == 証 することが求 貞 8 5 定期的 れ ます

第 線に対する支援

(2)

線 ば 第 線に対し、 マ

第

最大限、 管部署として全社的なAM 専門家には弁護士等が含まれ うなものが挙げられます。 当局との対話等を通じて、 揮 行うことも同時に求め C F T と の 線の対応を後方から支援するよ 応につい て対応を実施するため (FAQ一二三頁)。 にた助 また、 て 取引の円滑化に配慮し 言のほか外部専門家や 整合性を図りつ A M L 専門性を十分に /CFTの いられ の支援を ます Ĺ

整備 管理部門すべての 態勢 の

3

そのため、 進していく際には、 では対応が十分できませ 的 な A A M L M L /CFTの Ć 主管部門だ FTを推

す 援を行うことが求められてい れる事項② い か、 G L て協議をするなど、 の提供や質疑 口 ン ・ 具体的な対応方針等に テロ 3 資金供与に係る情 (2)対応が求め への応答を行う 十分な支 ま

ほ

報 ネ

例えば、 個別案件に対する対

特

②内部監査部門の役割と留意点 集 注目したい マネロン・ テロ資金供与対策の二線 JAにおける

証し、 求められる。ここでは、 第三線を担う内部監査部門には、第一線と第二線とは独立した立場から定期的にその機能を検 方針・手続き・計画等の見直しや対策の高度化の必要性等を提言・指摘していくことが 内部監査部門の取組みに注目し、留意点を整理する。

三つの防衛線と内部監査

任を、 するガイドライン」(以下、 防衛線。「マネー・ローンダリ 営業部門 理態勢を構築する必要があり ネロン・テロ資金供与リスク管 内容や規模等に応じ、 ング及びテロ資金供与対策に関 ことが重要となります(三つの にして、 (第二線)・内部監査部門 の各部門等が担う役割・責 Aにおいては、その業務 経営陣の責任の下で明確 組織的に対応を進める (第一線)・管理部門 有効なマ (第三

> としています。 べて確認・検証することを前提 論じます。なお、GLにおける おいて留意すべき項目につい いては、内部監査において、 金供与対策に対する内部監査に 対応が求められる事項_ 本稿では、 マネロン・テロ しにつ す È . 省

ご留意ください。 羅しているものではないことに ものであり、業務のすべてを網 目はあくまで例示としてあげた また、本稿で記載する監査項

L」という) Ⅲ-3)°

内部監査部門に対応が求められている事項

ます。 門に対する「対応が求められる 事項」として、五つの項目を定 に関する留意点について解説し めています。ここから、 GLにおいては、内部監査部 各項目

監査計画の策定と実施

1

事項①のイからへは、 めに必要と思われる内容につい 供与対策の実効性を確認するた に最低限盛り込むべき項目とな っており、マネロン・テロ資金 GLⅢ-3対応が求められる 監査計画

ように、

監査実施状況の進捗管

ては、 ています(「マネロン・テロ資 監査を実施することが求めら 以下、 るよくあるご質問(FAQ) 金供与対策ガイドラインに関す 追加等を検討し、 「FAQ」という) 一二 適切に

六頁)。 徴求を求められても対応できる 要です。監査の状況は、 となっていますので、いつ報告 対して定期的に報告すべき事項 現可能な計画を立てることが重 監査計画を立てる際には、 当局に 実

ひふみ総合法律事務所 弁護士 番匠 史人

2003 年慶應義塾大学法学部卒業。05 年 司法試験合格。09 年~11 年金融庁(検 査局)出向。金融証券検査官として、保 険会社、銀行、信託銀行の検査実務等に 従事。主要取扱業務は、金融レキション、IT・知財戦略法務、不危機管理・反社会的勢力対応等。 か金融機関での研修多数。 金融レギュレ T·知財戦略法務、不正調査、

理を行いましょう。

2 等の適切性と③監査の範囲 監査の対象・頻度・手法

り、 る必要があります。 の対象・頻度・手法等を変更す ス・アプローチに基づき、監査 の高低に応じて、リスクベー するリスクの分析が重要であ るマネロン・テロ資金供与に関 決定するうえでは、 監査の対象・頻度・手法等を 分析の結果判明したリスク JAにおけ

4

ク事象が認められない支店より ク事象が見られる支店は、 事件が発生しているなどのリス ネロンに関する事務ミスや不祥 ク顧客の人数が多い、以前にマ 他の支店に比べて多い、高リス 0) 監査の対象範囲を広げる、 ことから、 利用されてしまう可能性がある がある、疑わしい取引の届出が 果、マネロンに利用されたこと 数を増やすまたは悉皆的に調 頻度を上げる、 例えば、第一線の分析の結 マネロン・テロ資金供与に 早期に監査を行う、 サンプリング リス

> 外してはならず、サンプルチェ ックの量を調整するなどして、 っても、一律に監査対象から除 ことが考えられます。 査するなどして監査を実施する また、リスクが低い場合であ

ォローアップ・改善に向け 内部監査結果の報告とフ

監査を実施することが重要です。

改善策の進捗についてのフォロ 把握した問題点を経営陣に共有 ています。 ーアップを行うことが求められ するとともに、改善策の提言と ます。内部監査部門は、 て内部監査の活用が重要となり 実態を把握するための手段とし 行うべきものであり、経営陣が マネロン・テロ資金供与対策 経営陣が主導的に関与して 監査で

3

(5) 等を有する職員の配置 適切な知識および専門性

で行うことから、第一線および び第二線の監査を独立した立場 内部監査部門は、第一線およ

JAでは、すでに自JAの全

弱点があるかを分析する能力等 収集し、理解する能力があるこ 供与対策に関する最新の情報を 供与対策の実務に対する理解が 第二線でのマネロン・テロ資金 が求められます。 ら J A に お ける マ ネ ロ ン ・ テ ロ と、さらには、独立した立場か あること、マネロン・テロ資金 資金供与対策のどこにリスクや

取得に加えて、第一線や第二線 金供与対策に関する各種資格の われますが、マネロン・テロ資 しているJAは少なくないと思 このような人材の確保に苦労

で行うことを期待されています。 び第二線の監査を独立した立場 監査を行うことのできる人材の 継続的に研修を行うなどして を積ませる、内部監査部門内で での実務経験や監査実務の経験 担当からは外れるべきです。 ので、当該業務に対する監査の を監査することは監査の独立性 線において自身が関与した業務 したがって、第一線または第二 育成をすることが求められます。 マネロン・テロ資金供与対策の に反し、 なお、第三線は、第一線およ 許されないと考えます

措置の見直し 全社的なマネロンリスクの特定・ 評価 • 低減

チ。 資金供与リスクを特定・評価 リスクに見合った対策 し、これをリスク強度の範囲内 ます(リスクベース・アプロー 低減措置)を講ずる必要があり に実効的に低減するため、当該 JAは、自らマネロン・テロ (リスク

評価、 ます。 置後の残余リスク等をまとめた 社的なマネロンリスクの特定 容がJAの実態を反映したもの 特定」および「i.評価」の内 スク評価書記載のリスクの「i 「リスク評価書」を作成してい リスク低減措置、 内部監査においては、 低減措

であり、 リスク低減措置がリス

4 年度 税制改下大綱 のポイ

ココを check!



多かったのでしょう。

が使えなくなると心配する人が 続税の節税対策として生前贈与

税理士・1級FP技能士 河野 利明

向けて、

本格的な検討を進め

の選択に中立的な税制の構築に に留意しつつ、資産移転の時期 すなど、格差の固定化の防止等 と暦年課税制度のあり方を見直

1959 年愛媛県八幡浜市出身。1982 年京都大学法学部卒 日本鋼業株式会社入社。特殊鋼営業部で対中国貿易 1988 年税理士登録(東京税理士会)河野利 明税理士事務所開設。農林中金アカデミー研修講師。

令和四年四月一日に法律施行の 運びとなります。 本年三月末に可決成立を経て、

Ι

の展望

改正の概要と今後

与税の基礎控除一一〇万円が廃 止されるので、 いう問い合わせをしばしば受け にしなくてはいけないのか」と 令和三年の夏ごろから、 生前贈与は年内 「贈

法律案が通常国会で審議され

決定の後、

大綱の方針に基づく 一二月二四日に閣議

れました。 (自民党、 令和三年

一二月一〇日に与党

公明党)

から公表さ

令和四年度税制改正大綱が、

とになります。 度において大きな改正はなく いう話は風評に過ぎなかったこ 「今年中に贈与しなければ」と 蓋を開けてみると、令和 四年

める。

【再度明記された事項

に移転することになれば、その 討事項が再度明記されました。 で、 より早いタイミングで若年世代 令和四年度税制改正大綱の中 高齢世代が保有する資産が 次のとおり、 前年同様の検

ら、現行の相続時精算課税制度 体的に捉えて課税する観点か 「相続税と贈与税をより 令和三年度稅制改正 が期待される。 有効活用を通じた経済の活性化

大綱に

これは、

築に向けて、 時期の選択に中立的な税制の構 観点も踏まえながら、 すなど、格差の固定化防止等の と暦年課税制度のあり方を見直 ら、現行の相続時精算課税制度 しつつ、相続税と贈与税をより の固定化につながりかねない。 き継がれることとなれば、 制が資産の再分配機能を果たす を伴うことなく世代を超えて引 高齢世代の資産が、適切な負担 上で重要な役割を担っている。 一体的に捉えて課税する観点か 今後、 一方、相続税・贈与税は、 諸外国の制度も参考に 本格的な検討を進 資産移転

思われます。この記述を受け、 る」と記述されたことが発端と

マスコミ報道の影響もあり、相

見直しを行っていく必要がある 防止等の観点を踏まえ、 あり方について、格差の固定化 度となっていることから、 して何らの税負担も求めない 家族内における資産の移転に対 税措置は、限度額の範囲内では 在講じられている贈与税の非課 あわせて、経済対策として現 不断 その 制

(16

【予想される改正内容】

とが挙げられます。 抜本改正の内容として、次のこ 私見ですが、今後予想される

①生前贈与の持戻し期間の延長

現在の相続税法では、相続開始前三年以内になされた暦年課がある、従来型の贈与税の対象がある、従来型の贈与税の対象となる贈与)については、贈与さるうえで、課税価格に加算する。

欧米では、この「三年」という期間が一○年、一五年というう期間が一○年、一五年というが想でもこの持戻しがでは、この「三年」とい

乱暴な印象もあります。
代組みが異なるので、単純に欧性組みが異なるので、単純に欧います。

の対象に? (発に対する贈与も「持戻し」

現行の三年内加算のルールのの対象に?

この取扱いのままだと、「贈られ、「開きは、原則として三年内加算時に限定されています。 であり、孫や曾孫に対する間与は、原則として三年内加算のルールが適用されないのです。

この場合、問題点として、少いう税制改正の目的が達成できいう税制改正の目的が達成できいう改正の可能性があります。 きっかいう で、「孫や曾孫に対する きっかっ で、「孫や曾孫に対する きっかっかった。

③暦年課税贈与を廃止し、相続 混乱を来たすおそれがあります。 に増加し、相続税の申告実務が なりますので、納税主体が大幅 なりますので、納税主体が大幅

時精算課税制度に一本化

住宅ローン控除の起源は諸説

「持戻し」は、贈与した時期が税を計算する制度です。このがを相続財産に持ち戻して、相続を相続財産に持ち戻して、相続を相続財産に持ち戻して、相続を制算する制度です。この

過去何年前であっても遡ります。 大綱の「相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直す」という方向性は、暦年贈与税制を廃止し、贈与はすべて相続時精算課税とする趣旨であるといえます。

きを注視する必要があります。き、来年度以降の税制改正の動これらの点を含め、引き続

に係る改正住宅取得関連税制

II

の生前贈与を受けた人であっ

縮減(所得税・住民税)(住宅ローン控除)の延長・1 住宅借入金等特別控除

ても、五年、六年、一〇年、一のですが、控除期間をとってみとができるといわれます。とができるといわれます。とができるといわれます。とができるといわれます。

五年と、それぞれの時代における経済状況に応じた、住宅市場の刺激という経済効果、さらに若年世帯の住宅購入を後押しする効果が期待されつつ、長きにわたって続いてきました。

住宅ローン残高に対する一定部分を控除する制度が導入された昭和五三年以降、本制度は、た昭和五三年以降、本制度は、た昭和五三年以降、本制度は、を軽減する趣旨と捉えられ、運を軽減する趣旨と捉えられ、運を軽減する趣旨と捉えられ、運を軽減する趣旨とないう考え方種の「利子補給」という考え方です。

ただ、現実には利子であれ元金であれ、ローンを組んで住宅 月々の返済額が軽減されることが、住宅購入に踏み出す大きな インセンティブになってきたと いうのが筆者の実務感覚です。 国の予算が適正に使われているかどうかを監視する機関である会計検査院は、「平成三〇年